

2010年10月20日

各 位

会 社 名 第 一 三 共 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 山 讓 治  
(コード番号 4568 東証・大証・名証各第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 コーポレートコミュニケーション部長 斎 寿 明  
TEL 報 道 関 係 者 の 皆 様 03-6225-1126  
株 式 市 場 関 係 者 の 皆 様 03-6225-1125

### 米国におけるレボフロキサシン特許係争の勝訴について

第一三共株式会社（本社：東京都中央区、以下「当社」）は、当社の広範囲ニューキノロン系合成抗菌剤レボフロキサシン（一般名、米国製品名：Levaquin<sup>®</sup>；Johnson & Johnsonの子会社 Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc. が販売）の米国における特許期間延長の有効性を巡って、インドのジェネリック製薬会社と係争中にありましたが、このほど、当社の勝訴が確定し、当該特許係争が終了しましたのでお知らせします。

この特許係争は、インドのジェネリック製薬会社 Lupin Limited が、米国において当社が保有するレボフロキサシン特許（特許番号 5,053,407）の特許期間延長が無効であるとして、レボフロキサシンのジェネリック品を米国食品医薬品局（FDA）に申請したことから、当社と Ortho-McNeil が、Lupin Limited ならびにその米国子会社である Lupin Pharmaceuticals, Inc.（以下 Lupin）を米国ニュージャージー州連邦地方裁判所に提訴したもので、2009年5月1日付で同裁判所から「レボフロキサシン特許の特許期間延長は有効で、特許期間満了までLupinは同ジェネリック品を販売してはならない」との当社側勝訴の判決を得ておりました。

これを不服として Lupin は連邦巡回控訴裁判所に控訴しておりましたが、2010年5月10日付で、同控訴裁判所は、レボフロキサシン特許の特許期間延長が有効であると判決しました。

この度、Lupin が定められた期限までに最高裁判所へ上告しなかったことから、当社の勝訴が確定したものです。

以 上